



報道関係者各位

平成30年5月23日

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 大滝 謙太

室長補佐 八子 理子

TEL 025-288-3511

## くるみん認定企業

### 「亀田製菓 株式会社」の認定！！

新潟労働局（局長 <sup>ゆずりは</sup> 榎葉 <sup>しんいち</sup> 伸一）では、この度、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定（くるみん認定）企業として、**亀田製菓 株式会社**（本社：新潟市 代表取締役社長COO <sup>きとう</sup> 佐藤 <sup>いさむ</sup> 勇 氏）を認定いたしました。（県内のくるみん認定企業は37社）

くるみん認定は、次世代法に基づき、策定した行動計画を実施し、その計画目標を達成する等、一定の要件を満たす場合に、「子育てサポート企業」として都道府県労働局長が認定するものです。認定を受けた企業は、認定マーク（下段に表示）を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

今回認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「くるみん認定通知書交付式」を行います。



認定マーク  
（愛称：くるみん）

星の数が認定回数を表します

### くるみん認定通知書交付式

日 時：平成30年5月29日（火） 11：00～

※5月度新潟労働局長定例記者会見に引き続き行います。

会 場：新潟労働局 2階会議室

（新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2階）

<参考資料>

- No.1 亀田製菓株式会社の取組概要
- No.2 くるみん認定基準
- No.3 これまでの認定企業一覧

**お問合せ先:新潟労働局雇用環境・均等室**

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1  
新潟美咲合同庁舎 2号館 4階

電話 025-288-3511

FAX 025-288-3518

# 亀田製菓 株式会社

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

## 亀田製菓 株式会社

所在地：新潟市  
事業内容：製造業  
労働者数：約2,000人



### ●行動計画

- 1 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日
- 2 行動計画の内容
  - ① 育児・介護の両立支援制度周知のためのガイドブックを作成し配布する。
  - ② 出産や子育てによる退職者について再雇用制度を導入する。
  - ③ 学生への就業体験(インターンシップ)の機会を提供する。

### ●行動計画の取組内容

- ・ 「ライフサポートガイドブック」を作成し、従業員へ配布。
- ・ 結婚・育児・介護等の事由により退職した従業員を対象とする再雇用制度「ハッピーリターン制度」を導入。
- ・ 高校生・大学生を対象にした就業体験(インターンシップ)を実施。

### ●その他の両立支援の取組

- ・ 育児のための時間外労働の制限、深夜業の制限の制度において小学校就学の終期まで利用でき、法を上回る制度となっている。
- ・ 育児のための短時間勤務制度については、3歳に達する日の属する年度の3月31日まで取得でき、法を上回る制度となっている。
- ・ 介護休業制度については、通算183日取得でき、法を上回る制度となっている。

## くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：男性労働者のうち育児休業等をした者が1人以上いること。) ※  
 <労働者が300人以下の企業の特例>  
 上記5. を満たさない場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たす。
  - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
  - ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
  - ③計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて、男性の育児休業等取得率7%以上。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：計画の開始前3年以内に育児休業等を取得した男性労働者がいること)
  - ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。  
 <労働者が300人以下の企業の特例>  
 上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
  - ①フルタイムの労働者党の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※ 5の要件については、今回は経過措置の基準となります(アンダーライン御参照)。

## これまでの認定企業一覧（平成 30 年 5 月 9 日現在）

### ○ プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2015 年
2	株式会社 市民調剤薬局	新潟市	2016 年
3	株式会社 博進堂	新潟市	2016 年

### ○ くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2007 年、2010 年、2013 年
2	株式会社第一印刷所	新潟市	2008 年、2013 年
3	株式会社第四銀行	新潟市	2008 年、2012 年
4	株式会社博進堂	新潟市	2008 年、2012 年、2013 年
5	株式会社大光銀行	長岡市	2010 年、2015 年
6	株式会社ジェイマックスソフト	長岡市	2010 年
7	株式会社北越銀行	長岡市	2010 年、2015 年
8	国立大学法人新潟大学	新潟市	2011 年
9	株式会社リポーン	上越市	2012 年、2014 年
10	星野電気株式会社	新潟市	2013 年
11	シャープ新潟電子工業株式会社	新潟市	2013 年、2017 年
12	株式会社コロナ	三条市	2013 年、2017 年
13	株式会社キタック	新潟市	2013 年
14	株式会社富士通新潟システムズ	新潟市	2013 年、2017 年
15	株式会社ナルス	上越市	2013 年
16	愛宕商事株式会社	新潟市	2013 年
17	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2013 年
18	協栄信用組合	燕市	2013 年
19	旭カーボン株式会社	新潟市	2014 年
20	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市	2014 年、2017 年
21	医療法人恵生会	新潟市	2014 年
22	昭栄印刷株式会社	新発田市	2014 年、2016 年
23	株式会社メビウス	新潟市	2014 年
24	株式会社オスポック	十日町市	2015 年
25	医療法人愛広会	新潟市	2015 年
26	西蒲原土地改良区	新潟市	2015 年
27	株式会社ソリマチ技研	長岡市	2016 年
28	株式会社マルサン	新潟市	2016 年
29	株式会社エム・エスオフィス	長岡市	2016 年
30	株式会社弘新機工	新発田市	2016 年
31	株式会社ブルボン	柏崎市	2017 年
32	株式会社原信	長岡市	2017 年
33	学校法人新潟総合学院	新潟市	2017 年
34	株式会社本間組	新潟市	2017 年
35	株式会社ザ・ミンツ	新潟市	2017 年
36	<b>亀田製菓株式会社</b>	新潟市	<b>2018 年</b>

（注）公表を希望しない企業を除いています。